

令和8年度事業計画

I 計画概要

1 はじめに

令和8年の干支は丙午（ひのえうま）にあたり、情熱や勢いが高まり、新しい事への挑戦が良い結果に繋がる年とされています。

一方で、古くは「丙午生まれの女性は気性が激しい」といった根拠のない迷信により、出生率が激減した歴史もあり、現代は当時ほどの迷信信奉はないものの、少子化が進む中で「丙午」が重なることにより、年間出生数が初めて60万人を割り込む可能性があるとも言われています。

このような中、多くの中小企業が人手不足の問題に直面していることや、少子高齢化に今後とも拍車がかかる社会情勢にも対応し、年齢、性別等を問わず生涯を通じて自ら働き方を選択できる社会の実現を目指す我々シルバー人材センターの存在意義と期待は、以前にもまして大きく、かつ膨らんでいくものと考えています。

当センターは、会員の皆様が培ってこられた豊富な知識や経験を「組織の尊い力」とし、それらをシルバー人材センターという舞台で思う存分に発揮し、活躍していただける環境づくりを全力で推進してまいります。

「人生100年時代」の到来を受け、守口市シルバー人材センターの本領を發揮し、目まぐるしく変化する時代の潮流を上手く読んで、未来志向で前へ進む気概を持ち、会員の皆様とともに着実に事業を行ってまいります。

さて、本年度は、第五次中期計画の中間地点（3年目）であり、シルバー人材センターを取り巻く様々な改革にも適切に対応しながら、計画数値の目標達成に向けて何事にも全力で取り組んでまいります。

2 令和8年度目標値の設定

(1) 会員拡大等

- ① 会 員 数 1, 2 6 0 人
- ② 就 業 率 9 4 . 5 %

(2) 就業拡大等

① 受注件数

	請 負	派 遣	合 計
目標数値	3,470 件	180 件	3,650 件

② 契約金額

	請 負	派 遣	合 計
目標数値	428,000 千円	235,000 千円	663,000 千円

③ 就業延人員

	請 負	派 遣	合 計
目標数値	119,000 人日	51,000 人日	170,000 人日

Ⅱ 公益目的事業別計画

1 就業開拓提供事業

一人でも多くの会員が自らの能力や希望に応じて就業できるように、営業開拓の専属スタッフを配置し、守口市等の公共団体、企業・事業所や一般家庭からの就業ニーズを素早く的確に把握し、受注に努めるとともに就業を希望する会員への情報提供をデジタルツールも駆使しながら、より早く的確に実施します。

ア 就業率の向上

- ① 未就業の要因を調査し、個々の実情に応じた対策を講じるよう努めます。
- ② 公共の仕事の割合を増やすよう守口市等に積極的に働きかけます。
- ③ 積極的なローテーションやワークシェアリングで就業機会を提供に努めます。
- ④ 会員の能力や資格、健康状態の把握に努め、適材適所の就業に結び付けます。
- ⑤ 高年齢の会員でも就業可能な仕事の確保に努めます。

イ 就業機会の拡大等

- ① シルバーフェアなどのイベント等を通じて、シルバー事業の普及啓発活動を実施し、センターの知名度の向上を図るとともに、受注促進に努めます。
- ② 個人家庭には、就業訪問員による訪問時に新規受注の促進を図ります。
- ③ 企業等には、営業開拓の専門スタッフを配置し、営業活動を継続・強化し、受注増に努めます。
- ④ ハローワークを定期的に訪問するとともに、守口門真商工会議所とも連携し、人材を募集している企業等の情報把握に努め、営業活動を実施します。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定の趣旨を踏まえ、守口市長をはじめ、市議会や各担当部局に積極的に営業活動を実施します。
- ⑥ 会員の有する資格を事務局職員がデータ共有し、発注者（お客様）のニーズに速やかに応えます。
- ⑦ 発注者（お客様）の満足度を高め、発注者の口コミによる受注増に努めます。
- ⑧ 発注者（お客様）の苦情に対して、迅速・親切・丁寧に対応するとともに、事案ごとに再発防止策を検討し、再発防止に努めます。
- ⑨ シルバー人材センター業務に対する既成概念（植木・除草・清掃など）を払しょくし、新たな業務の受注拡大に努めます。
- ⑩ 年齢制限を受けない仕事の受注を増やし、高年齢会員の就業を確保します。
- ⑪ デジタル化の推進により、会員に対する情報提供の迅速化、会員間の情報共有の簡易化に努めることで、会員と就業機会のマッチングを加速させます。

2 普及啓発事業（会員数の拡大）

就業等を通じて社会参加を希望する高年齢者に対して、デジタル媒体によるPRに加え、オリジナルの啓発ポスター等によるPRやシルバーフェアをはじめとした各種イベントによる啓発活動を通して新規会員の入会を促進します。

また、女性部運営委員会（「MORIHIME」）による独自イベント等やシルバー夏まつり等を開催し、センターの知名度向上に努めるとともに会員獲得を促進します。

- ① 従来型の除草作業や植木剪定などの仕事に加え、事務的な仕事の受注を増やし、定年退職前にホワイトカラーとして働いていた高年齢者の入会を促進します。

- ② 自作の啓発ポスターやパンフレットを活用した、街頭での啓発活動を実施し、センターの知名度の向上を行い、新規会員の入会を促進します。
- ③ シルバーフェア等のイベントによる普及啓発活動を実施し、新規会員の入会を促進します。
- ④ 刊行物など多様な媒体への広告掲載などを行い新規会員の拡大に努めます。
- ⑤ 女性部運営委員会（「MORIHIME」）による、定期的な「企画イベント」や気軽に立ち寄れる「MORIHIMEサロン」を複数開催し、センター事業にも興味を持っていただくことなどにより、新たな女性会員等の獲得を目指すとともに、既存の女性会員等が仕事以外でもセンターに魅力を感じることができるよう努めます。
- ⑥ 令和7年度に試行的に開催した「シルバー夏まつり」を今年度もセンター駐車場で開催し、地域の子供をはじめ、地域住民の方々にもセンター内に足を運んでいただき、センターの認知度を高めるとともに、地域住民との交流を図り、より開かれたシルバー人材センターの実現に努めます。
- ⑦ 老人クラブ連合会、社会福祉協議会と連携し、新規会員の拡大に努めます。
- ⑧ 会員の健康活動の推進や会員の就業率を高めるなど“魅力あるセンター”への取り組みを推進することで、満足度を高め、退会者の抑制に努めます。
- ⑨ ホームページを随時更新し、絶えず新しい情報の発信に努めるとともに、様々なセンターイベントや身近な出来事をタイムリーに発信し、“魅力あるセンター”或いは、“身近なセンター”の創造に努め、新規会員の拡大に努めます。
- ⑩ LINEを活用し、会員はもとより、会員外の市民にも情報発信し、センターを知るきっかけづくりに努めます。
- ⑪ 過年度ごとの会員入会数推移や、入会動機・入会経路を統計後、傾向を分析し、会員数増加に向けた取り組みを実施します。
- ⑫ デジタル化の推進により、会員の入会手続きを簡略化し、会員の拡大に繋がります。

3 補助事業及び補助終了事業

ア 補助事業を活用し、会員の就業機会の拡大と社会参加等を促進します。

平成27年度から実施している「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」として、人手不足分野や現役世代を支える分野の労働者派遣事業、請負・委任事業を引き続き実施します。

イ 補助が終了した企画提案事業、地域就業機会創出・拡大事業を継続実施し、会員の就業機会の拡大と社会参加を促進します。

- ① 大阪府の「なにわの伝統野菜」に認証された「守口大根」の育苗を通じて地域社会との繋がりを深め、伝統野菜の普及に協力します。
- ② 会員が今まで培った知識・経験・技能を活かし、各種事業を引き続き実施します。

4 研修・講習事業

会員の就業機会の拡大を図るため、就業等に必要な知識技能の付与を目的とした各種研修・講習会を実施するとともに河北ブロック等と協力し実施します。

- ① 人手不足分野・現役世代を支える分野の派遣、請負等各種業務に対応できる会員の養成を図るため、適切に研修会・講習会を実施します。
- ② 会員の資質の向上と良質なサービスを提供するため、個人情報の保護、仕事をする上での接遇や安全に関する講習を開催し、会員の意識向上に努めます。
- ③ 植木剪定や除草、介護ヘルパーなど各職群班員の技術向上のため、技術講習を実施します。
- ④ 公益社団法人としての運営基盤を強化するため、多様な機会を通じて役員・各種委員及び職員研修を実施します。
- ⑤ デジタル化に伴う利便性の向上を、より多くの会員が享受できるようにするため、説明会や研修を行うとともに、窓口での個別対応を実施するなど、丁寧なサポート体制を整えます。

5 相談事業

会員が、希望に応じた就業や各種行事を通じて社会参加する支援を行うため、併せて会員以外の高年齢者の就労支援のため、相談事業を行います。

- ① 理事等が相談員となり、毎月就業相談会を実施します。
- ② 各職群の班長が職群別の仕事内容説明会を実施します。
- ③ 事務所で就業情報を会員専用のパソコンや紙媒体により随時提供します。
- ④ 職業紹介・派遣事業に関する相談を随時対応します。
- ⑤ 地区別懇談会を実施します。
- ⑥ 会員以外の高年齢者の就労支援のため、「シルバー人材センターによる相談会」をハローワークと共同して毎月実施します。

6 安全・適正就業推進事業

会員の安全に対する意識の向上を図り、安全第一の就業活動を推進するとともに就業途上の交通事故防止にも努めます。また、健康管理意識を高めるための啓発活動に取り組みます。さらに会員の適正就業についても積極的に推進します。

- ① 全会員を対象とした交通安全講習会や普通救命講習会等の安全講習を引き続き実施します。
- ② 入会説明会に安全就業の意識啓発に努めます。
- ③ 安全就業推進員による1人就業の職場巡回を行います。
- ④ 道路交通法の改正により自転車も交通反則通告制度の対象となることから、制度の理解を深めていただくとともに、併せて自転車乗車時のヘルメット着用を啓発するとともに自転車保険の加入を奨励します。
- ⑤ 職群班の研修等で作業別安全就業基準の徹底を図ります。
- ⑥ 就業前の十分な打ち合わせや必要に応じ準備体操の励行を促進します。
- ⑦ 「市民総合（特定）健康診査」をはじめ、市の各種検診の受診を促します。
- ⑧ 新規契約時や契約更新時に個々の就業内容を点検・確認し、安全・適正就業の推進に努めます。
- ⑨ 会員に感染症予防対策等について、継続して啓発に努めます。

7 訪問介護事業・障がい者支援事業

介護保険法に基づく訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業を行います。また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護・重度訪問介護及び同行援護事業を引き続き実施します。

- ① 感染症予防対策を徹底し、要介護者はもとより会員の安全を確保します。
- ② 訪問介護サービス及び障がい者支援サービスの質を向上させるため、ヘルパーの技能向上研修、新任ヘルパーの育成、職員研修を実施します。
- ③ 利用者の確保に努めるとともに、地域包括支援センターや居宅サービス事業者などの保健医療・福祉サービス提供者との連携を強化します。
- ④ 訪問介護事業を周知するため、普及啓発に努めます。

8 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業

「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に基づき、適正就業を促進するため、指揮命令が可能な有料職業紹介事業・労働者派遣事業を推進します。

Ⅲ 法人の運営について

当センターは、大阪府知事の公益認定を受け、平成23年4月1日に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の規定による公益社団法人へ移行しました。公益社団法人としての責務を役員・会員・事務局職員が自覚し、内部統治（ガバナンス）・法令遵守（コンプライアンス）に取り組んでまいります。

また、シルバー人材センターは、「自主・自立」「共働・共助」の基本理念のもと、会員自らがその能力と知識を生かして地域社会に貢献できるような組織体制が必要であります。

そのために、理事会を中心に各種委員会等の会員組織が連携をとり、事務局との意思疎通を図りながら、一体となって様々な課題に取り組んでまいります。

1 インボイス制度について

令和5年10月からインボイス制度が開始され、今後センターが負担する消費税額が段階的に上昇することが見込まれています。このことにより、法人運営に大きな影響を与えることから、会員・事務局が制度について正しく理解を深め、センターが制度に沿った法人運営を続けながら、事業展開ができるよう、最善の方途を研究・検証し、インボイス制度に適切に対処してまいります。

2 フリーランス新法および包括契約について

令和6年11月1日に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」、いわゆる「フリーランス新法」の制定趣旨を理解した上で、当センターにとって適切な時期に対応しました。

また、全国シルバー人材センター事業協会は、当該法改正に関連して、会員（フリーランス）・センター・発注者の契約関係について、「包括契約」と称した、新たな契約方式の導入を決定しました。当該事案は、フリーランス新法のような法定事項でないものの、当センターの事業運営に大きく影響することから、他センターの動向を見ながら、センターにとって最も良い時期に最適な方途を見出して対応していきたいと考えています。

Ⅳ 魅力あるセンターへの取組み

1 発注者（お客様）

- ① 発注者（お客様）のご要望に応えるため、就業に関する技能・技術の講習を実施します。
- ② 発注者（お客様）との契約事項、作業内容を誠実に履行するように徹底します。
- ③ 一般家庭と同様に企業関係についても、仕事の出来栄や就業態度等について確認し、満足度の向上に繋がめます。
- ④ 発注者（お客様）の苦情に対して、迅速・親切・丁寧に対応するとともに、事案ごとに再発防止策を検討し、再発防止に努めるとともに、満足度を高めていただけるよう努力します。
- ⑤ 発注者（お客様）の来訪や電話の対応について、個々の職員の接客力アップに努めます。

2 会員

- ① 多くの会員が、就業を通じて配分金を得ることで、経済的充実を図れるよう就業機会を拡大します。
- ② 技能講習を実施し、新たな就業機会を拡大します。
- ③ 同好会（ゴルフ、パソコン、写真、囲碁等）の活動を応援します。
- ④ 会員が、健康で豊かな生活を送るため、福利厚生事業として、ハイキングや名所見学、教養講座をはじめ、会員の親睦の一助となるようなイベントを実施します。
- ⑤ 就業から引退する会員に、賛助会への入会を促し、センター事業の運営協力を通じての生涯現役活動を推進します。
- ⑥ 就業に関する不安や不満を速やかに解消できるように相談体制を充実します。
- ⑦ 安全講習や熱中症対策講習などを実施します。
- ⑧ 健康維持増進に関する講習等を実施します。
- ⑨ 会員が気軽に事務所を訪れられるような環境づくりに努めます。
- ⑩ 就業情報のみではなく、生きがいの創出や仲間づくりを目的とした同好会活動等の情報をホームページやLINEを通じて、積極的に発信するよう努めます。

3 地域

- ① 入会意欲を促進するため、各種イベントを充実します。
- ② 地域の方が参加できる講習会等を実施します。
- ③ 地域の子供たちにも喜んでいただけるようなイベントを実施し、もって地域の方々にシルバー人材センターを知っていただけるよう努めます。
- ④ 会員の満足度を高めることで、口コミによる入会を促進します。
- ⑤ シルバー夏まつり等を開催し、会員と子供たちが交流する機会を促進します。

4 デジタル化

ア 入会希望者・会員

- ① LINE やホームページ、SNS 等のデジタルツールを活用し、魅力あるセンターへの取り組みを全国に発信するなどして、新規入会者の増加を目指します。
- ② デジタル化によって、会員が求める情報（就業機会や就業実績）にアクセスしやすい環境を整えます。これにより会員目線で、より便利な就業環境を目指します。
- ③ デジタル化に伴う利便性の向上を、より多くの会員が享受できるようにするため、説明会や研修を行うとともに、窓口での個別対応を実施するなど、丁寧なサポート体制を整えます。
- ④ リニューアルしたホームページをフル活用し、会員並びに入会希望者への情報提供の充実を図ります。
- ⑤ 配分金の確認等がオンラインで何時でも何処でも実施できる会員専用システム「Smile to Smile」の活用を普及・啓発し、就業環境の向上に努めるとともに利便性の向上に努めます。

イ 発注者（お客様）

- ① SNS を含めたデジタルツールを活用し、お客様からのニーズ等の情報確保に努めます。
- ② ホームページの充実により、センターの存在や利用について啓発を促進します。これにより発注者にとってより利用しやすいセンターを目指します。
- ③ 請求書の提供方法について、デジタル化により現行の紙媒体の他、メールやシステムを活用した方法も選択可能な手法を整えています。

V その他

就業から引退する会員に、賛助会員への入会を促し、センター事業の運営協力を通じての生涯現役活動を推進します。